令和5年度 学校訪問指導 実施要項

	1	目的		p. 1
	2 1	重類		
	3 1	助言	・指導等をする事項	
	4	令和.	5年度学校訪問指導スローガン	
	5	令和.	5年度学校訪問指導の具体的取組	
	6	実施_	上の留意事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 3
	(1)	学村	交運営・教育課程	
		1	派遣指導主事による学校訪問指導	
	(2)	授	業力等育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 3
		2	授業力育成に係る学校訪問指導	
		3	研究推進・教科等指導に係る学校訪問指導	
		4	初任者研修に係る学校訪問指導	
		(5)	フォローアップ研修に係る学校訪問指導	
		6	教職経験6年目研修、中堅教諭等資質向上研修に係る学校訪問指導	
		7	講師を対象とした学校訪問指導	
		8	養護教諭、栄養教諭、学校事務職員の職務に係る学校訪問指導	
	(3)	生征	生指導 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 6
		9	生徒指導に係る学校訪問指導	
	(4)	特別	引支援教育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.6
		10	特別支援学級、通級指導教室新任担当教員に係る学校訪問指導	
		11)	特別支援教育の専門性向上に係る学校訪問指導	
		12	特別支援教育の充実に向けた研修支援	
		13	「にこにこサポート事業」に係る学校訪問指導	
		14)	特別支援教育支援専任教員による学校訪問支援	
	(5)	幼り	小連携・接続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 9
		15	幼小連携・接続に係る学校等への訪問指導	
	(6)	相記	談型支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 9
		16	相談型学校訪問支援	
	7	今後の	の手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 10
	8 2	学校詞	訪問指導当日までの流れ	
	9 4		中途における学校訪問指導(講師派遣)の申請について	
1	0	問いる	合わせ先	

出雲教育事務所

1 目的

学習指導要領、しまね教育魅力化ビジョン、しまね特別支援教育魅力化ビジョン、しまねの学力育成推進プラン、各市町村教育委員会の教育方針を踏まえた学校運営、教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の助言・指導等を行う。

2 種類

- (1) 学校運営、教育課程の管理等に係る学校訪問指導
 - 主として、学校の実態や要望を把握し、その実態や要望に応じた助言・指導等を行う。
- (2) 学習指導等に係る学校訪問指導

主として、学校等の申請に基づき教科等における指導力の向上、生徒指導、特別支援教育、 人権教育、キャリア教育、情報教育、健康教育、学校図書館活用教育、ふるさと教育、幼児 期の教育・保育及び指定事業等に係る助言・指導等を行う。

3 助言・指導等をする事項

- (1) 学校運営の改善、評価等に関すること。
- (2) 教育課程の編成・実施・評価、学習指導の工夫・改善・評価、教育研究の立案・実施・評価に 関すること。
- (3) 島根県教育委員会の指導方針等の周知に関すること。
- (4) 学校における教育上の課題及び実態把握に関すること。
- (5) 学校教育その他、教育問題にかかわる情報の交換に関すること。
- (6) その他、義務教育全般の充実・発展に関すること。

4 令和5年度学校訪問指導スローガン

『学校教育の魅力化を推進する学校訪問指導の充実』

授業力育成 ● 「各教科等の指導の重点」等を柱とした授業づくりの支援

● キャリアステージに応じた授業力育成と人材育成への支援

生徒指導 ● 「生徒指導充実のための4つの視点」を生かした授業づくり支援

● 「次へのヒントが見つかるケース会議」の周知と取組への支援

特別支援教育 ● 一人一人の教育的ニーズに応じた授業づくり・配慮の支援

● 特別支援教育に関する教職員の専門性の向上

幼小連携・接続 ● 幼児期の育ちを円滑に繋ぐ、充実した幼小の接続期への支援

5 令和5年度学校訪問指導の具体的取組

- (1)授業力育成に係る学校訪問指導

 - 「授業チェックリスト」を活用した授業づくりと、授業と家庭学習が繋がる取組の周知を 図る。
- (2) 初任者研修及び相談型学校訪問指導
 - 研修対象者への計画的な継続指導や助言を実施するとともに、ニーズに応じて各機関と連携した人材育成に関する支援を行う。

- (3) 生徒指導に係る学校訪問指導
 - 管内すべての中学校に計画的な訪問指導を行い、生徒指導の充実を図る。
 - 希望する小学校に対して、学校や学級担任等のニーズに応じた支援を行う。
- (4) 特別支援教育に係る学校訪問指導
 - 通常の学級、通級指導教室、特別支援学級での授業力の向上をめざした助言・指導を行う。
 - 個に応じた配慮や理解教育等の相談や研修を実施する。
 - 校内の支援体制の充実への助言・指導を行う。
- (5) 幼小連携・接続に係る学校等への訪問指導
 - 幼児教育センターと連携を図り、幼小連携・接続に係る推進体制づくりや接続期のカリキュラム作成等の相談及び研修を実施する。

6 実施上の留意事項

(1)学校運営・教育課程

①派遣指導主事による学校訪問指導					
内容(◆は必須の内容です。)	対 象	時期	訪問回数等	希望調査書様式	
◆学校運営に関すること	全ての学校	各市町教育	育委員会の計画に基づき、	派遣指導主	
◆教育課程の管理に関すること		事が中心と	なって連絡、調整等を行い	実施する。	
◆学習指導に関すること					
◆生徒指導に関すること					
◆特別支援教育に関すること					

(2)授業力等育成

②授業力育成に係る学校訪問指導					
内容(◆は必須の内容です。)	対 象	時期	訪問回数等	希望調査書様式	
授業参観及び協議を伴う学校訪問指導	【1学期】				
◆全学級授業参観(1時間)	③~⑦の学校訪	5月~7月	1回	様式1	
※指導案は不要	問指導において、		学校と教育事		
◆管理職及び研究主任(学力育成担当)との協議(1時間)	授業公開及び研		務所が相談し		
※訪問1週間前までに、校内研究推進に関わ	究協議を伴う学		て決定する。		
る資料を教育事務所に送付する。	校訪問指導を <u>一</u>				
※訪問当日、授業概要説明資料(別紙)を用	度も実施しない学				
意する。	<u>校</u>				

(2)授業力等育成

内容(◆は必須の内容です。)	対象	時期	訪問回数等	希望調査書様式
授業公開及び研究協議を伴う学校訪問		4.791	WA 164 17 3V 41	中工學工具的人人
▶授業公開	希望する学校	4月~3月	学校と教育事	様式1
▶研究協議(参加者は学校で決定する。)			務所が相談し	
・授業構想、指導案作成、研究推進に係る相			て決定する。	
談も可				
※訪問2週間前までに、研究構想等研究が分				
かる資料を訪問する指導主事に送付する。				
※メール、電話での相談対応可				
研究推進支援				
◆校内研修(教科部会等も可)における助言・指導	希望する学校、団体	4月~3月	学校、団体と	様式1
※訪問2週間前までに、研究構想等研究が分			教育事務所	団体は電話による相談
かる資料を訪問する指導主事に送付する。			が相談して決	踏まえて 様式8 を提出
▶市教研等における助言・指導			定する。	30-5682

(2)授業力等育成

④初任者研修に係る学校訪問指導(教諭対象)						
内容(◆は必須の内容です。)	対 象	時期	訪問回数等	希望調査書様式		
状況把握に係る学校訪問【1学期	月】					
◆管理職及び指導教員との面談(15分) ◆初任者との面談(1人20分程度) ※訪問1週間前までに、日程をFAX 送信票(別紙)により教育事務所に 連絡する。	初任者研修対 象者の配置があ る全ての学校	5月~7月	1回 学校と教育事務所が 相談して決定する。 ※対象者が複数名配 置されている学校は 同日に実施する。 ※一般研修にあわせ て実施する。	様式2		
授業公開及び研究協議を伴う学校	交訪問指導【2・3	3 学期】				
◆授業公開 ◆研究協議 <u>(全教員参加)</u> ◆管理職及び指導教員との面談 ◆帳簿点検 ◆初任者との面談	初任者研修対 象者の配置があ る全ての学校	9月~2月	1回 学校と教育事務所が 相談して決定する。	様式2		
授業づくり支援						
◆授業構想、指導案作成に係る相談 ・日々の授業づくりに係る相談も可 ・継続的な支援も可 ※メール、電話での相談対応可	初任者研修対 象者の配置があ る学校で 希望す る学校	5月~2月 ※8月~11月 は原則来所 による相談	学校と教育事務所が 相談して決定する。	電話による申込 30-5682		

(2)授業力等育成

- ⑤フォローアップ研修に係る学校訪問指導(教諭対象)
- ⑥教職経験6年目研修、中堅教諭等資質向上研修に係る学校訪問指導(教諭対象)
- ⑦講師を対象とした学校訪問指導

内容(◆は必須の内容です。)	対 象	時期	訪問回数等	希望調査書様式		
授業公開及び研究協議を伴う学校訪問指導						
◆授業公開	希望する学校	5月~2月	学校と教育事務所が相談し	様式3		
◆研究協議(参加者は学校で決定する。)			て決定する。			
•授業構想、指導案作成、課題研究推						
進に係る相談も可						
※メール、電話での相談対応可						

(2)授業力等育成

⑧養護教諭、栄養教諭、学校事務職員の職務に係る学校訪問指導						
内容(◆は必須の内容です。)	対 象	時期	訪問回数等	希望調査書様式		
養護教諭(養護助教諭)、栄養教諭	(学校栄養士)					
<u>内容例</u> ◆実務等に係る相談 ・授業公開及び研究協議も可 (参加者は学校で決定する。) ・授業構想、指導案作成、課題研究推 進に係る相談も可 ※メール、電話での相談対応可	希望する学校	5月~2月	学校と教育事務所、保健体育課(健康づくり推進室)、教育センターが連携・相談して決定する。 ※学校栄養士に係る訪問依頼は、保健体育課に直接申請する。	様式3		
学校事務職員						
◆実務等に係る相談	希望する学校	5月~2月	学校と教育事務所、教育センターが連携・相談して決定する。	様式3		

(3)生徒指導

9生徒指導に係る学校訪問指導						
内容(◆は必須の内容です。)	対 象	時期	訪問回数等	希望調査書様式		
全ての中学校を対象とした学校訪問指導						
◆全学級授業参観(1時間) ※指導案は不要 ◆管理職及び生徒指導主事等との協議(1時間)	全ての中学校	5月~10月	1回 学校と教育事務所が 相談して決定する。	様式4		
希望する小学校を対象とした学校	訪問指導					
◆授業参観(1時間) ※指導案は不要 ◆管理職及び生徒指導主任等との協議(1時間)	希望する小学校	5月~2月	学校と教育事務所が 相談して決定する。	電話による申込 30-5725		

(4)特別支援教育

⑩特別支援学級、通級指導教室新任担当教員に係る学校訪問指導							
内容(◆は必須の内容です。)	対 象	時期	訪問回数等	希望調査書様式			
新任担当教員との面談【4~7月】							
◆授業参観(15分~50分) ※指導案は不要 ◆新任担当教員との面談(40分程度)	新任担当教員 の配置がある 全ての学校	4月~7月	1回 学校と教育事務所 が相談して決定する。	様式5			
授業公開及び研究協議を伴う学校	訪問指導【7~2	2月】					
◆授業公開(自立活動)※略案可。自立活動シート提出。◆研究協議(参加者は学校で決定する。)・授業構想、指導案作成、課題研究推進に係る相談も可※メール、電話、来所での相談対応可	新任担当教員 の配置がある 全ての学校	7月~2月	1回 学校と教育事務所が相談して決定する。	様式5			

(4)特別支援教育

⑪特別支援教育の専門性向上に係る学校訪問指導						
内容(◆は必須の内容です。)	対 象	時期	訪問回数等	希望調査書様式		
授業公開及び研究協議を伴う学校訪問指導(希望する学校)						
◆授業公開及び研究協議	希望する学校	7月~3月	学校と教育事務所が相	様式5		
(参加者は学校で決定する。)	•通常の学級		談して決定する。			
•授業構想、指導案作成、課題研究推	•特別支援学級					
進に係る相談も可	・通級による指導					
・特別支援教育担当区分採用教員の						
授業づくり支援 など						

(4)特別支援教育

⑫特別支援教育の充実に向けた研修支援						
内容(◆は必須の内容です。)	対 象	時期	訪問回数等	希望調査書様式		
特別支援教育に係る研修						
◆特別支援教育に係る校内研修(部会	希望する学校、団体	7月~8月	学校、団体と教育事務所	様式5		
等も可) における助言・指導		1月~3月	が相談して決定する。	団体は電話によ		
◆市教研等における助言・指導				る相談を踏まえ		
				て 様式8 を提出		
				30-5726		
特別支援学級の教育課程編成に係	る研修・相談					
◆特別支援学級の教育課程編成に係る	希望する学校、団体	7月~8月	学校、団体と教育事務	様式5		
校内研修(部会等も可)・相談		1月~3月	所、市町教育委員会が相	団体は電話によ		
(参加者は、管理職・教務・特別支援教			談して決定する。	る相談を踏まえ		
育コーディネーター・特別支援学級担				て 様式 8 を提出		
任、その他希望する職員)				30-5726		
◆市教研等における助言・指導						

(4)特別支援教育

③「にこにこサポート事業」に係る学校訪問指導

内容(◆は必須の内容です。) 対 象 時期 訪問回数等 希望調査書様式

1 「にこにこサポート事業(小学校通常の学級)」非常勤講師配置校を対象とした学校訪問指導

- ◆非常勤講師の授業参観
- ◆管理職及び特別支援教育コーディネ 置がある全ての ーターとの面談
- ・非常勤講師との面談も可

非常勤講師の配 学校

5月~10月

1 口

- ・配置校には要項と訪問日案を別途示 し、相談のうえ日時を決定する。
- ・⑬-1及び⑬-2のどちらも対象となる小学 校はこれらを同日に実施する。

2 「にこにこサポート事業(特別支援学級)」非常勤講師配置校を対象とした学校訪問指導

- ◆非常勤講師の授業参観
- ◆管理職及び配置学級担任との面談
- ・非常勤講師との面談も可

非常勤講師の配 置がある全ての 学校

5月~10月

- ・配置校には要項と訪問日案を別途示 し、相談のうえ日時を決定する。
- ・⑬-1及び⑬-2のどちらも対象となる小学 校はこれらを同日に実施する。

(4)特別支援教育

(4)特別支援教育支援専任教員による学校訪問支援 相談例 対 象 時期 訪問回数等 希望調査書様式 希望する学校 •児童生徒支援 4月~3月 学校と教育事務所が 電話による申込 日々の授業づくり 相談して決定する。 30-5519 •進路指導 ・教育課程の編成 •校内支援体制整備 関係機関との連携 ※電話での相談対応可

(5)幼小連携・接続

内容(◆は必須の内容です。)	対 象	時期	訪問回数等	希望調査書様式
校内研修に係る訪問指導				
◆幼小連携・接続に係る講義及び演習 例)幼小連携・接続の必要性 接続期のカリキュラム作成 幼児教育の理解 等について ※校区内の幼児教育施設等からの参加も可	希望する学校	5月~2月	学校と教育事務所、 幼児教育センター、 市町教育委員会等 が相談して決定す る。	様式6
幼小交流活動に係る訪問指導				
◆授業公開 ◆研究協議(参加者は学校で決定する) ・授業構想、指導案作成に係る相談も可 ※校区内の幼児教育施設等からの参加も可	希望する学校	5月~2月	学校と教育事務所、 幼児教育センター、 市町教育委員会等 が相談して決定す る。	様式6

(6)相談型支援

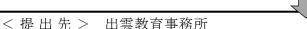
相 談 例	対 象	時期	訪問回数等	希望調査書様式
・児童生徒支援に係る相談	希望する学校	4月~3月	学校と教育事務所、	電話による申込
特別支援教育及び生徒指導の視点からの支援			教育センター、市町	30-5682
・配慮を要する児童生徒の実態を踏まえた授業づ			教育委員会等が連	
くり支援に係る相談			携・相談して決定す	
学力育成、特別支援教育、生徒指導の視点か			る。	
らの支援				
・複数教科の授業づくりに係る相談			※学校訪問指導に	
複数の学力育成担当との連携による支援			おいて、複数の指	
・地域に関わる学習、キャリア教育等の授業づくり			導主事、社会教	
に係る相談			育主事が訪問す	
社会教育主事との連携による支援			ることができる。	
・教職員の人材育成に係る相談				
派遣指導主事等との連携による支援				

7 今後の手続きについて (令和5年度 学校訪問指導 希望調査書 参照)

○「令和5年度 学校訪問指導希望調査書 FAX送信票」及び「希望調査書 様式1~6」 に必要事項を記入して提出する。

※様式1~3、6については、該当・希望する学校訪問指導の様式のみを提出する。 ※様式4は全ての中学校、様式5は全ての学校が提出する。

○「令和5年度 主任・学級担任等氏名表」に必要事項を入力して提出する。



- <提出方法> ○「令和5年度 学校訪問指導希望調査書 FAX送信票」
 - ○「希望調査書 様式1~3、6」のうち該当・希望するもの
 - ○「希望調査書 様式4 (全ての中学校)・様式5 (全ての学校) |
 - **⇒ FAXで送信(添書不要)** FAX 0853-30-5686
 - ○「主任、学級担任等氏名表」
 - **電子メールで送信** E-mail izumokyoiku@pref. shimane. Ig. jp 手書きの場合はPDFにして電子メールで送信 開封パスワードがあれば電子メール等で送信

<提出期限> **令和5年4月13日(木)**



○教育事務所で訪問期日、派遣する指導主事等を決定し、「令和5年度 学校訪問指導実施計画 表」を電子メールで各学校に送信する。(5月上旬の予定)

8 学校訪問指導当日までの流れ

※研究構想、学習指導案作成等の相談を希望する場合は、早めに教育事務所に電話連絡する。

<2週間前までに>

- ○出雲教育事務所の指導主事が訪問する場合は、訪問日の2週間前に学校に電話連絡し、 簡単な日程(開始時刻・終了時刻等)について確認する。出雲教育事務所以外の指導主 事が訪問する場合は、訪問日の2週間前に学校から訪問する指導主事に直接電話等で日 程等を伝える。
- ○「③研究推進・教科等指導に係る学校訪問指導」を実施する場合には、研究構想等、学校又は教職員の研究が分かる資料を訪問する指導主事に提出する。(電子データでの送付も可とするが、児童生徒の個人情報等が漏洩することのないよう留意する。)

< 1 週間前までに>

- ○詳細な日程等を訪問する指導主事に連絡する。 (電子メール可。)
- ○授業公開及び研究協議を伴う学校訪問指導を実施する場合には、学習指導案を訪問日の 1週間前までに訪問する指導主事に送付する。(電子データでの提出も可とするが、児 童生徒の個人情報等が漏洩することのないよう留意する。「(4)特別支援教育」の学 校訪問指導の学習指導案等は必ずパスワードを設定する。)

9 年度中途における学校訪問指導(講師派遣)の申請について

- ○年度中途に学校訪問指導(講師派遣)の必要が生じた場合には、事前に教育事務所へ電話連絡 する。(出雲教育事務所以外の県の指導主事等の派遣を希望する場合も同様とする。)
- ○期日や内容等を確認したうえで、学校訪問指導(講師派遣)が可能である場合には、訪問日の 2週間前までに【様式7 学校からの学校訪問指導中途派遣申請書】又は【様式8 市町教育研 究会等からの講師派遣申請書】を電子データ(Word)で出雲教育事務所に提出する。

10 問い合わせ先

内 容	学校訪問指導の番号	電話番号	
学校訪問指導全般、授業力等育成に係る学校訪問	①~8·6	0853-30-5682	
生徒指導に係る学校訪問	9	(") 5725	
特別支援教育に係る学校訪問	10~13	(") 5726	
特別支援教育支援専任教員による学校訪問	14)	(") 5519	
幼小連携・接続に係る学校等への訪問指導	15	(") 5684	